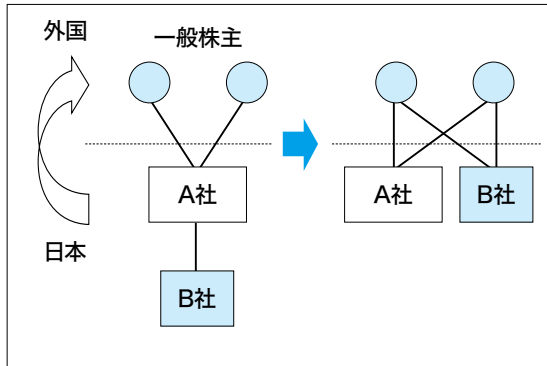
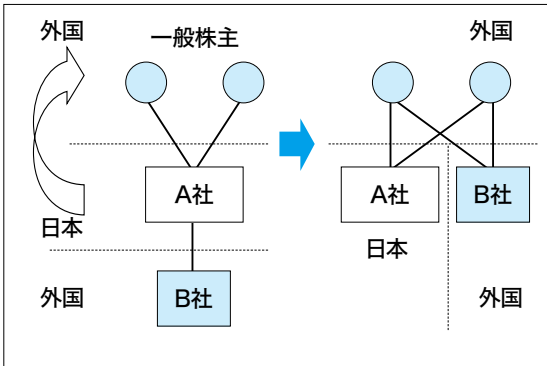


分割承継法人株式が交付された場合には、前記のとおり、分割法人株式の譲渡損益課税はなされない扱いとされている。ただし、分割法人の株

(図表10) 事業譲渡類似株式の譲渡益課税



(図表11) 恒久的施設管理外国株式の譲渡益課税



主が外国法人または非居住者の場合で、分割移転割合に株式保有割合を乗じた割合が5%以上であるときは、事業譲渡類似株式の譲渡(法令178(7)二)は、事業譲渡類似株式の譲渡(法令178(6))をしたものとして取り扱われる(法令178(7)一)。金銭等不交付株式分配により、外国法人または非居住者である株主に完全子法人株式が交付された場合も、子法人株式移転割合に株式保有割合を乗じた割合が

5%以上であるときは、事業譲渡類似株式の譲渡(法令178(6))をしたものとして取り扱われる(法令178(7)二)(図表10)。
なお、国内に恒久的施設を有する外国法人が、金銭等不交付分割型分割(内国法人が行うものに限る)、または金銭等不交付株式分配(内国法人が行うものに限る)によって外国法人株式の交付を受けた場合は、恒

久的施設において管理される限りにおいて、株式譲渡益課税は受けない。ただし、当該交付株式の全部または一部につきその交付の時に当該外国法人の本店等への移管等が行われた場合は、当該外国法人の恒久的施設と本店等との間で移転が行われたものとみなして、外国法人株式(恒久的施設管理外国株式)の譲渡益課税が生じる(法令184(3)・(4)(図表11))。

III 手法別の課税関係の違いを押さえる スクイーズアウト税制の整備に関する実務ポイント

スクイーズアウト 税制の整備

子法人を完全子会社化する「スクイーズアウト」の手法としては、株式交換の他に全部取得条項付種類株式、株式併合、株式売渡請求の方法が存在するが、平成29年度税制改正では、これらの手法が株式交換等として、組織再編税制に加えられた(法22の十六)(図表12)。適格株

式交換の要件については、金銭等交付の対価の見直しが行われている(合併についても同様)。全部取得条項付種類株式の全部取得決議、または株式併合の決議は、株主総会の特別決議事項(会309(2))とされ、議決権の過半数を有する株主が出席し、その3分の2以上の賛成が必要である。
全部取得条項付種類株式または株式併合によるスクイーズアウトでは、最大株主等以外の株主に交付されるのは端数の株式のみであり、少数株

主は金銭の交付を受けることになる。この点を踏まえて、株式交換によるスクイーズアウトも、株式交換完全親法人(3分の2以上の株式を保有)以外の株主に交付される金銭等を、税制適格の判定における対価から除かれたのではないかと思われる。
株式交換等…株式交換および次の行為により対象法人が法人である株主との間に完全支配関係を有することとなること